

答 申 書

令和6年10月17日

佐賀西部広域水道企業団

水道料金審議会

1. はじめに

佐賀西部広域水道企業団は、令和 2 年 4 月から経営の合理化及び業務の効率化を推進することにより、給水サービスの向上を図り、住民に対し清浄で豊かかつ低廉な水道水を供給することを目的として、多久市、武雄市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び西佐賀水道企業団の水道事業を統合し事業を開始した。

そして、この広域化により、スケールメリットを活かした事業運営が可能となり、令和 6 年度には 5 つの営業所を廃止するなど組織・機構の再編による人件費の削減や事務・事業の見直しによる効率化を推進している。

また、国の交付金を活用して、老朽管の更新を進めるとともに、令和 8 年度には 5 か所の浄水場の廃止を予定するなど、浄水施設等のダウンサイジングも推進している。

しかしながら、当企業団の水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水型社会の進展などによる料金収入の減少、物価高騰などによる事業費の増大、施設・管路の老朽化に伴う大量更新期の到来、自然災害の激甚化・頻発化への対策強化など大変厳しい状況となっており、住民生活に必要不可欠なライフラインとして持続的な経営を確保していくための財源確保には限界が近づきつつある。

一方、水道料金に関しては、統合から 5 年目となる現在においても、3 市 3 町 1 企業団ごとの料金表に基づいて料金算定を行っており、一水道事業・同一料金を原則とする水道事業において、水道料金の不平等は大きな課題の一つである。

このような状況の中、水道事業の健全性や経営の安定性を確保し、経営基盤の強化を図るため、佐賀西部広域水道企業団水道料金審議会では、令和 6 年 5 月 30 日に企業長から諮問を受け、5 回にわたり審議会を開催した。

そして、当審議会では水道事業の現状及び今後の見通しを踏まえて、適正な水道料金の設定について慎重に審議を重ねてきた。

ついては、これまでの審議の内容を踏まえ、次のとおり答申する。

2. 答申事項

(1) 水道料金の統一について

現行の水道料金は、統合前と同様に、地区ごとに異なる料金表に基づいて料金算定を行っているが、水道法において水道料金は、「能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」と定められており、一水道事業・同一料金の原則により、水道料金を統一することが妥当である。

併せて、料金収入の減少や水道施設の老朽化が深刻化している中、健全な事業運営のための財源確保策として、水道料金の適正化を図る必要がある。

(2) 水道料金の算定方法と算定期間について

水道料金の算定方法としては、今後、水道施設を健全に維持していくことができるように、国の方針に基づき、営業費用に資産維持費を含む資本費用を加えた「総括原価方式」を採用することが妥当である。

水道料金の算定期間は、短期間であるほど原価を的確に把握でき、適切な料金設定が可能となるため、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間とすることが妥当である。

(3) 水道料金水準（改定率）について

今後の料金収入の減少や物価高騰などを考慮したうえで、料金算定期間における財政の健全性を維持しつつ、老朽管や老朽設備の更新などを計画的に実施する財源（資産維持費）を確保するために、①経常収支比率 105%以上 ②資金の期末残高 20 億円以上 ③企業債残高対給水収益比率 350%未満という財政目標を満たす条件のもと、現在と将来の水道使用者の経費負担バランス等の観点から、水道料金改定率は平均 30%の引き上げが最も妥当である。

(4) 水道料金体系について

給水管の口径（量水器口径）の大小により時間的な水の流量やその経費に差があるので、口径の大きさに応じた料金負担額を設定する「口径別料金体系」を採用し、基本料金と従量料金からなる「二部料金制」とすることが妥当である。

ア 基本料金

水道施設を整備する上で、公平性を確保するため、口径の大きさに応じた料金負担額となるような基本料金を設定する。

また、持続可能な水道による安定した水の供給を実現するためには、水道施設・設備の適切な維持に必要な費用を安定的に確保することが必要であり、給水量の減少が料金収入に大きく影響を与えないように、基本料金による費用回収の割合を 30%とする。

イ 従量料金

一般家庭への影響を考慮し、使用水量に応じて従量料金単価が高くなる「逡増型従量料金」を採用し、水量区画段階は 5 段階とする。

ウ 基本水量、特別従量料金単価及び最高従量料金単価の設定

現行の料金制度で設定されている、基本料金に一定水量を付与する「基本水量」については、基本水量以内の利用者が増加しており、実際に使用した水量よりも多く水道料金を負担することになるため、利用者負担の公平性の観点から廃止すべきと考えるが、今回は、現行制度からの急変、特に単身世帯等の少水量利用者に配慮して、口径 13 mm 及び 20 mm については、基本水量 5 m³を設定するとともに、基本水量 5 m³を超えて使用する 6～10 m³の従量料金を可能な限り安くする特別従量料金単価を設定する。

また、多水量利用者の負担にも配慮し、最高従量料金単価を可能な限り低く設定する。

(5) 新水道料金表について

別表「新水道料金表」のとおりとする。

3. 付帯意見

- (1) 住民や企業に対し、構成市町と連携して、水道事業の現状や料金統一の必要性、料金改定の内容について、企業団や市町の広報誌等を通じて、広く分かりやすい周知・啓発に努められたい。
- (2) 料金改定後も、継続的な経費削減や適切な資産維持、企業債残高の管理など、健全かつ安定的な事業運営に取り組まれるとともに、給水人口の動向や経営状況、社会経済情勢等を勘案して、概ね 3 年から 5 年ごとの水道料金の検証及び必要に応じた見直しに努められたい。

- (3) 今回の改定で大きく値上げとなる多水量使用者に対しては、当該構成市町で必要な支援を検討されるように申し伝えていただきたい。

(別表)

新水道料金表（1 か月当たり、税抜）

口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金(円/m³)									
		1～10 m³		11～ 20 m³	21～ 30 m³	31～ 100 m³	101 m³ 以上				
13	1,320	基本 水量 5 m³	195	280	290	350	210				
20	2,610										
25	3,870	280									
30	5,760										
40	9,980										
50	15,710										
75	37,340										
100	66,690										